

議案第六七号

朝町の工事請負及物件労力その他の供給に関する
條例の一部を次のように改正するものとす

昭和三十一年九月十日提出

朝町三丁目 坂本 祥

原案可決

昭和卅貳年九月卅日 議決

朝町議会議長 天野 章



昭和三十一年朝町條例第一号

朝町の工事請負及物件労力その他の供給
に関する條例の一部を改正する條例

第三條中「寫取染建設工事執行規則」の次に
「寫取染契約條例及寫取染設計規則」を

加える

附別

この條例は公布の日より施行し昭和三十一年四月一日
から適用する